福祉公安委員会会議記録(第6号)

令和5年 3月16日

福島県議会

日時 1

令和5年 3月16日(木曜)

午後 2時40分 開議

午後 2時50分 閉会

2 場所

福祉公安委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」(第1号に添付)のとおり

4 出席委員

委員長 安部泰男 副委員長 山口信雄 委 員 亀 岡 義 尚 委員 長尾 トモ子 委 員 佐 藤 政 隆 委 員 遊佐久男 荒 委 員 佐久間 俊 男 委員 秀 一

員 委 鈴木優樹

議事の経過概要

(午後 2時40分 開議)

安部泰男委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより福祉公安委員会を開く。 この際、首席監察官より発言を求められているので、これを許す。

首席監察官

委員会の採決前に時間をもらったので、冒頭にて発言する。県警察において、昨 日懲戒処分を実施した事案があったので説明する。この懲戒処分行為は、県民の安 全・安心を守るべき警察官としてあるまじき行為であり、被害者や県民に深くわび る。

懲戒処分の概要について述べる。本年3月15日、県警察本部災害対策課に所属する警備隊の24歳の男性巡査を、銃砲刀剣類所持等取締法違反の事実により福島地方検察庁に事件を送致するとともに、同日3月15日付をもって停職3か月の懲戒処分を実施した。なお、当該職員は同日3月15日付けをもって依願退職をしている。

当該事案は、処分を受けた職員が令和4年11月14日~5年1月24日までの間において計3回にわたり、県警察本部の拳銃保管庫内において、手に持っていた拳銃の弾を抜いたり込めたりする際に同僚に銃口を向けたほか、2年秋頃にも同職員に銃口を向けたものである。この職員は3年3月に災害対策課の警備隊に配属され、本年度は2年目であったが、本年1月に当該同僚から上司に対し、処分を受けた職員から拳銃の銃口を向けられたとの報告があった。そこで事情聴取をしたところ、4年11月~本年1月までの3回にわたり、警察本部内の拳銃保管庫において同僚に銃口を向けた事実が明らかになった。さらに2年秋頃、同職員の前の所属である須賀川警察署内においても、同様に同僚に対して銃口を向けた事実が明らかになった。

その後の捜査により、昨年11月~本年1月までに発生した3件については、銃砲 刀剣類所持等取締法違反の単純所持事件として立件し、昨日3月15日に福島地方検 察庁に書類送致している。なお、2年の事案については2年以上前の事案であり、 犯行日時の特定など事件の立証が困難であったため立件には至らなかったが、停職 3か月の監察処分には須賀川警察署における事案を含め4件を認定している。

処分を受けた職員は、犯行動機について「ふざけてやってしまった」と述べ、「多くの人に迷惑をかけ申し訳なかった」と供述している。なお、本件に関する監督責任としては、災害対策課の警視である警備隊長を本部長口頭注意、同じく災害対策課の警部である警備隊管理補佐、同じく警部補である係長及び巡査部長の3名を所属長口頭注意としている。

今回の不祥事は、昨年12月の免職事案を受け、不祥事案の絶無に向けて組織を挙げて取り組んでいる最中に発生した拳銃の不適切使用事案であり、警察官としてあるまじき行為である。県民の県警察に対する信頼を大きく損ねる行為であり、県民に深くわびる。県警察としては、拳銃の厳正な取扱いや拳銃を貸与されている重みについて再度指導を徹底するとともに、不祥事案の再発防止と県民の信頼回復に全力を尽くす所存である。

安部泰男委員長

ただいまの件については、了承願う。 執行部交代のため、暫時休憩する。

(午後 2時46分 休憩)

(午後 2時47分 開議)

安部泰男委員長

再開する。

これより本委員会に付託された知事提出議案19件を一括議題とする。

既に付託議案に対する質疑を終結しているので、これより議案の採決に入って異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

安部泰男委員長

異議ないと認め、議案の採決を行う。

初めに、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外18件を一括採決する。 お諮りする。

知事提出議案第1号のうち本委員会所管分、同第4号、同第5号、同第16号、同第21号、同第22号、同第26号、同第39号から同第46号まで、同第50号、同第51号、同第54号及び同第82号、以上19件は一括原案のとおり可決すべきものと決定して異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

安部泰男委員長

異議ないと認める。よって、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外18件は、 いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

次に、本委員会に付託された議員提出議案1件を議題とする。

議員提出継続審査議案第166号についてであるが、先日の委員会において、可決、 継続と意見が分かれたので、まず継続審査について諮る。

継続審査議案第166号は、継続審査すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

安部泰男委員長

起立多数。よって、継続審査議案第166号は、継続審査すべきものと決定した。 次に、議会閉会中の継続調査事件について諮る。

- ○保健・医療・福祉サービス提供体制の整備について
- ○地域福祉の推進について
- ○子育て環境の整備について
- ○県立病院事業について
- ○地域の平穏と安全の確保について
- ○交通事故防止対策について
- ○警察施設の整備について

以上の7件については、なお慎重に調査する必要があると認められるので、閉会中もなお継続調査することとし、この旨、議長に申し出ることとして異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

安部泰男委員長

異議ないと認め、そのように決定する。

なお、委員長報告の作成については、委員長に一任願う。

以上で、全部の議事を終了した。

これをもって、2月定例会における福祉公安委員会を閉会する。

(午後 2時50分 閉会)